

平成30年

年末の交通安全県民運動

12月1日(土)～12月31日(月)

平成30年度滋賀県交通安全スローガン
～事故防止 びわ湖と同じ 日本一～



運動の重点

- ① 高齢ドライバーを含む高齢者と子どもの交通事故防止
- ② 夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止
- ③ 全席シートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- ④ 飲酒運転の根絶
- ⑤ 横断歩道利用者の安全確保



滋賀県・滋賀県交通対策協議会

滋賀県交通戦略課交通安全対策室 TEL 077(528)3682

●この印刷物は再生紙を利用しています

滋賀県交通戦略課

検索と、検索してください。

例年、年末は交通事故が多発しています！

昨年、滋賀県内の交通事故の発生件数、死傷者数が最も多い月は**12月**でした。

492 件の交通事故が発生し、**4人**の方が亡くなり**611人**の方がけがをされました。
年末の慌ただしさで運転が荒くならないように、心と時間に余裕を持って、運転しましょう。

1 高齢ドライバーを含む高齢者と子どもの交通事故防止

高齢者（65歳以上）と子どもの交通事故の特徴をご覧ください。それぞれの特徴を理解し、今後の事故防止の参考としてください。

交通事故の特徴

●高齢者の交通事故の特徴（平成30年9月末現在）

- 交通事故死者の半数以上を高齢者が占める。（28人中15人が高齢者）
- 死者のうち、自動車運転中に亡くなられた事故は、約5割を占める。

●子どもの交通事故の特徴（平成29年中）

- 曜日別では、月曜日が全体の約2割を占める。
- 時間帯別は、午後4時から午後6時までの間が約4割を占める。
- 登下校中の事故は、小学生はすべて歩行中、中学生は約9割が自転車乗用中。

2 夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止

車と歩行者の死亡事故は、薄暮時間（日没前後の1時間）帯は昼間より約4倍発生しています。

薄暮時間帯は視界が徐々に悪くなり、歩行者や自転車、車の発見がお互いに遅れます。

歩行者と自転車乗用中の方は

明るい服装と反射材の着用を！！

車を運転中のドライバーは

早めライトの点灯と
ハイビームのこまめな切替えを！！



3 全席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

今年9月末までの自動車乗車中の死者15人のうち、シートベルト非着用は4人でした。そのうち、2人はシートベルトを着用していれば助かった可能性があります。

車に乗れば、ドライバーはもちろん、同乗された方は必ずシートベルト、チャイルドシートを使用してください。

自動車乗車中の死者のシートベルト着用状況（H30年9月末）



命可とは、「シートベルト等を装着していれば、死亡する可能性はなかった」とことを言います。



4 飲酒運転の根絶

昨年と比較すると、飲酒運転による事故は減少していますが、今年9月までの飲酒運転による事故は23件発生し、29人の方がけがをされました。

年末にかけて飲酒の機会が増えますが、飲酒運転を「しない・させない・許さない」環境づくりに努めましょう。



○飲酒運転の車両への同乗、飲酒運転者への車両提供、酒類提供も処罰の対象となります。

点数	罰則
35	5年以下の懲役、または100万円以下の罰金
25	3年以下の懲役、または50万円以下の罰金
13	0.25未満

※上記0.25及び0.15は、呼気1リットル中のアルコール量(mg)

5 横断歩道利用者の安全確保

道路交通法では、「横断歩道は歩行者優先」を交通ルールで定めています。

歩行者はドライバーに対して手を挙げるなどの意思表示と、道を譲ったドライバーに感謝の意思表示を示し、すべてのドライバーと歩行者が気持ちよく道路を利用しましょう。

